

4 投稿規程

4.1 投稿論文の要件

以下の全てを満たすこと。

- (1) 著者の少なくとも1人が本学会会員であること。
- (2) すべての著者が投稿に同意していること。
- (3) 原著論文として他誌に投稿されて査読が進行していないこと。
- (4) 原著論文として他誌に掲載されていないこと、掲載される予定となっていないこと。
- (5) 使用言語は和文または英文とする。
- (6) 倫理指針に反していないこと。倫理指針は「倫理規程」に定められている。

4.2 論文のカテゴリ

論文は内容に応じて、基礎論文、応用論文、コンテンツ論文、総説論文、ショートペーパーのいずれかのカテゴリで受け付ける。ショートペーパーについては、さらに基礎、応用、コンテンツのサブカテゴリを選択するものとする。論文はカテゴリに応じた基準で査読される。論文のカテゴリごとの査読基準は「論文カテゴリと査読基準」に定められている。

4.3 ページ数

カテゴリごとの論文のページ数は「論文カテゴリと査読基準」に定められている。ショートペーパーについてはいかなる理由でもページ数の超過は認められない。ショートペーパー以外については、査読過程でページ数の増加が発生した場合には、担当委員あるいはゲストエディタの判断により超過を認める場合がある。

4.4 投稿時の提出書類

投稿時には以下の書類を提出すること。

- (1) 論文原稿（「論文執筆ガイドライン」に従うこと）
- (2) チェックリスト

いずれも電子ファイルでの提出を認める。ただし、署名を必要とする書類（チェックリスト）については、原本の提出を採録の条件とする。体裁および投稿の事務手続きについては「投稿の手引き」に従うこと。

- (3) 関連する内容を含む投稿中あるいは掲載予定の論文がある場合には、その論文および新規性を主張する文書

4.5 補助資料の扱い

論文の主張を補強する材料として補助資料（ビデオやプログラムなども含む）を提出してもよい。ただし、最終的に論文誌に掲載されるのは論文のみであることから、論文の本質的な内容は補助資料がなくても読者に伝わるものとなっている必要がある。

4.6 論文の受付

論文投稿日（オンラインで投稿完了のメールが著者に届いた日）を原稿の受付日とする。

4.7 照会事項への回答

著者照会の期間は「論文委員会規定」（※原則1ヶ月）に従うが、一般論文については著者からの申し出に応じて3ヶ月を限度として延長を認める。

4.8 採録決定時の提出書類

採録決定時には以下の書類を提出すること。

- (1) 最終論文原稿（印刷原稿）
- (2) 著作権譲渡書
- (3) 倫理に関する誓約書

著作権譲渡書、倫理に関する誓約書については、原本の提出を採録の条件とする。最終論文原稿については、電子ファイルと確認のための紙原稿の両方の提出が必要である。詳細は、事務局からの指示に従うこと。分量の超過については学会事務局論文窓口にお問い合わせのこと。体裁については「論文執筆ガイドライン」を遵守すること。投稿の事務手続きについては「投稿の手引き」の内容に従うこと。最終論文原稿の体裁が指定されたものと著しく異なる場合には掲載を拒否する場合がある。

4.9 掲載料

掲載料は以下のように定める。

頁数 掲載料

6	65,000
7	85,000
8	85,000
9	105,000
10	105,000
11 頁以上	1 頁ごと +30,000

ショートペーパーの掲載料は以下のように定める。

頁数 掲載料

2	30,000
3	40,000
4	40,000

4.10 論文の著作権

採録になった論文の著作権は日本バーチャルリアリティ学会に帰属する。

4.11 引用にともなう著作権・肖像権等

他の著作物等からの引用にともなう著作権や肖像権等については、著者の責任においてその利用許諾を得る必要がある。

4.12 倫理指針の遵守

提出された論文について倫理指針違反が疑われる場合には、論文委員会が調査委員会を設置して事実関係の調査を行う。その際、関係する学会あるいは組織などとの間で論文の内容に関する情報交換を行う場合がある。調査結果をふまえ、必要に応じて罰則が適用される。倫理指針は「倫理規程」に定められている。

4.13 異議申し立て

査読のプロセスに問題がある場合には、申し出を書面にて受け付ける。ただし、手続き上の不備以外の理由で査読のやり直し等に応じることはない。

4.14 その他の手続き

(1) 著者の変更

原則として認めない。やむを得ない事情が生じた場合には、理由を付して書面にて申し出ること。論文委員会において必要と判断された場合には変更を認める。投稿時の提出書類（チェックリスト）を修正して再提出すること。採録決定後の変更は認めない。著者順の変更についても同様の扱いとする。

(2) カテゴリの変更

原則として認めない。ただし、査読者および担当委員が査読結果において変更を求めている場合には変更を認める。

(3) 投稿の取り下げ

書面により理由書を添付して申し出ることができる。掲載決定後の取り下げは認めない。

(4) 再投稿

過去に不採録と判定された論文あるいは投稿を取り下げた論文について、これを修正した論文を投稿する場合で、前回の査読結果が参照されることを希望する場合は関連論文番号を示して申し出ることができる。その場合は、過去の判定に対する回答および修正に関する説明の資料の提出も歓迎する。

2013年5月22日 改訂

2013年9月18日 改訂

2016年8月19日 改訂